

週休2日工事の試行について Q & A（土木部・農林水産部編）

1. 対象工事の選定

Q 1 対象工事として「現場条件や施工期間の制約が厳しい工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

A 1 4週6休以上の休日の確保が難しいと判断される以下のような工事
・地元調整や関係機関協議等により、休日に作業を行い早期に完成させる必要がある工事

Q 2 対象工事として「対象期間内での施工期間が短い工事」とは具体的にはどのような工事のことをいうのか。

A 2 施工期間が概ね1ヶ月未満の以下のような工事
・機器の製作期間がほとんどで、据付期間が短時間の電気設備工事
・工事規模が小さく、施工期間が短い工事（維持修繕工事、舗装工事等）

2. 実施方法

Q 1 週休2日工事の対象とした場合は、当初積算から週休2日の補正を行うのか。

A 2 当初積算では週休2日の補正を行いません。精算時に現場閉所状況に応じて補正を行ってください。

Q 2 試行対象工事を受注し、週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティはあるのか。

A 2 「受注者希望型」は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。従って、週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

Q 3 施工途中で週休2日工事の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのか。

A 3 施工途中で実施困難となった場合は、実施困難な理由を整理したうえで監督職員へ報告してください。なお、実施できなかった場合は、設計変更の対象となりません。

Q 4 4週8休以上を実施するとしていたが、4週6休に変更することはできるのか。また、ペナルティはあるか。

A 4 変更することにペナルティはありません。また、週休2日を確保できなかった場合においてもペナルティはありません。補正係数については、対象期間中の現場閉所率にて最終的に判断します。

Q 5 4週6休以上を実施するとしていたが、4週7休または4週8休に変更することはできるのか。

A 5 できます。補正係数は、対象期間中の現場閉所率にて最終的に判断します。

Q 6 工期の前半は現場が稼働せず、残り 1～2 か月の時点で本格的に動き出し、日曜日のみ休むような工事についても、工期全体の現場閉所率を算出し、補正を行うのか。

A 6 週休 2 日工事の趣旨にそぐわない工事であり、補正の対象外としてください。

Q 7 休日の実績で下請け労働者の出勤簿の提示も求められるのか。

A 7 作業日報等の通常作成される工事関係書類で確認し、疑義があれば出勤簿等の提示も求めます。なお、休日等取得実績表の提出資料について、虚偽の記載等が工事中または工事完成後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。

Q 8 工事を増工する場合はどのような扱いとなるのか。

A 8 発注者の責による設計図書の変更（増工）を行った場合は、発注者にて週休 2 日が確保できる工期となるよう適切に工期延期してください。
なお、発注者は当初の工事目的と関係のない工種の追加や、別の工事で施工すべき工種の追加は、原則行わないこととしてください。

Q 9 増工となった場合に、工期延期日数をどのように設定すればよいか。

A 9 増工分について、各作業の工事数量を日あたり作業量で除し、雨休率及び施工順序を考慮して延期日数を算出してください。（簡便式は使用しない）

3. 対象期間の設定

Q 1 工期末より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

A 1 工事完成通知書提出日の 20 日前までの期間を対象期間とします。早期に工事が完了する場合、工事完成通知書の提出日を事前に受発注者間で協議し、「週休 2 日」の対象期間を設定してください。

Q 2 電柱移転等では着工が遅れ工期延期をした場合、延期した期間も含めて現場閉所率の判断を行ったら良いのか。

A 2 工期延期に伴う延伸分の工期も対象期間となります。なお、工事が動いていない期間が明確である場合などは、当該期間を対象期間から控除してください。

Q 3 対象外期間として年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間とあるが、具体的にいつを設定しており、土日を含む場合はどのように取り扱えば良いか。例えば、12月30日、31日が土日の場合の取り扱い。

A 3 年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間の取扱については、以下のとおりとする。
・年末年始休暇期間は 12月29日から 1月3日までの 6 日間（土日含む）
・夏季休暇期間は土日以外の任意の 3 日間（基本はお盆期間）

4. 現場閉所（休日）の取扱

Q 1 現場閉所の例外として「現場管理上必要な作業」とは、具体的にどのようなことなのか。

A 1 現場管理上必要な作業とは以下のような作業です。

- ・巡回パトロールや保守点検
- ・コンクリート養生等の品質確保上最低限の作業
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督職員が必要と認めた作業

Q 2 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 2 対象期間中の現場閉所割合にて判断しますので、土・日曜日を必ず休日として確保しなければいけないということはありません。ただし、工期の始期等に休日が偏り、現場施工中にほとんど休日を確保せず工事を完成させるなど、週休2日工事の趣旨にそぐわない工程となった場合においては監督職員の判断により、設計変更及び評価しないこととする場合があります。

Q 3 地元調整や関係機関協議等の不測の事態により、施工ができず休工となったものについて休日としてカウントできるのか。

A 3 事務作業を含めて、現場閉所されていれば通常の休日と同様にカウントされます。

Q 4 大雨、大雪により休工となった場合も休日としてカウント出来るのか。

A 4 雨天、降雪等により、現場及び現場事務所が閉所されていれば休日としてカウントされます。

Q 5 現場代理人や作業員が、現場閉所日に他の現場作業（施工や除雪業務等）をしていた場合も現場閉所となるのか。

A 5 現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」としているため、現場閉所として取り扱ってください。このたびの試行は、現場閉所率を経費の補正や評価の指標としており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、本試行の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。

Q 6 現場事務所で事務作業を行うだけであれば現場閉所とみなしてよいか。

A 6 現場閉所とはなりません。現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて実施されていない状況を指します。

Q 7 現場事務所でなく、会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。

A 7 現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とみなすことはできません。

Q 8 施工の準備のために、対象工事現場内の除雪作業のみを実施した場合には現場閉所として扱えるのか。

A 8 仮設備点検等のための必要最小限の除雪を超えるものについては、現場作業と見なします。

Q 9 一般交通を供するために行う現場内除雪のみを行った場合は現場閉所として扱えるのか。

A 9 一般交通を供するために行う除雪作業等の安全確保作業のみの場合は現場閉所とみなします
(一般交通と関係のない現場内の除雪作業は現場閉所としない)。

Q 10 工事用道路を他工事と共用している場合に、交通誘導警備員のみが現場に出ている場合は、
現場閉所となるのか。

A 10 交通誘導警備員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなします。

Q 11 半日休工を2回行った場合、1日分の休日としてカウントできるのか。

A 11 1日を通して現場閉所がなされている場合に休日としてカウントできるため、半日休工は
現場閉所として認められません。